

令和6年

第4回4月定例教育委員会議事録

令和6年4月24日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
 - 招集日 令和6年4月24日
 - 開会時間 午前10時00分
 - 閉会時間 午前11時10分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館3階 庁議室
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
 - 令和6年第3回議事録の署名委員 山口 典子 委員
 - 令和6年第4回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
 - (2) 議事
 - 第14号 大野城市地域クラブ活動実施規則の制定について
 - 第15号 大野城市社会教育委員の委嘱について
 - 第16号 大野城市学校運営協議会委員の任命について
 - 第17号 大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について
 - (3) 教育長報告
 - (4) 報告
 - ①第30回世界少年野球福岡大会概要について
 - (5) その他
 - ①3月定例議会 一般質問の概要について
 - ②令和6年度体育祭・運動会及び学校訪問の日程について
 - ③教育長業務報告（3月～4月分）
 - ④教育委員会の主な行事・業務の予定（5月分）
- 4 出席した委員等 伊藤 啓二（教育長）松本 民仁 高野 英機
山口 典子 藤河 久美 佐藤 友恵
- 5 欠席した委員 なし

6 出席した職員	教 育 部 長	若山 純哉
	教 育 政 策 課 長	光野 直隆
	教 育 振 興 課 長	松岡 真彦
	教 育 支 援 課 長	山崎 栄子
	教育支援課主幹指導主事	平井 源樹
	ス ポ ー ツ 課 長	甲斐 めぐみ
	ス ポ ー ツ 課 長	中原 英貴
	教育政策課係長	川口 司寛
	教育振興課係長	岡本 晃一
	教育政策課担当	吉富 咲紀
	教育政策課担当	橋本 由美
	7 会議の書記	教育政策課担当

午前10時00分 開会

○伊藤教育長

ただいまから令和6年4月定例教育委員会を開会いたします。

本日、傍聴はありません。

〔会議録承認〕

○伊藤教育長

それでは、議事録の承認に入ります。

前回の3月定例会で山口委員にお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

それでは、今回の議事録の署名については松本委員にお願いをいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

〔議 事〕

○伊藤教育長

それでは、3、議事に入ります。

〔第14号議案 大野城市地域クラブ活動実施規則の制定について〕

第14号議案、大野城市地域クラブ活動実施規則の制定について、松岡教育振興課長、説明をお願いします。

○松岡教育振興課長

それでは、第14号議案、大野城市地域クラブ活動実施規則についてご説明いたします。本日、追加で配付しております第14号議案をお願いいたします。

まず、規則の制定理由としましては、本年度試行を開始いたします大野城市地域クラブ活動の実施に関し必要な事項を定めるものです。

別紙資料の2ページをお願いいたします。第2条の実施主体等です。

事業の実施主体は大野城市教育委員会とし、ただし、地域クラブ活動の運営については、大野城市地域クラブ活動実行委員会に委託して実施をいたします。

次に、第4条の参加対象者ですが、対象者は大野城市立中学校に在学する生徒とし

ております。

次に、第5条の活動等についてです。まず、クラブ活動は原則として各中学校の学校敷地内で実施をいたします。また、第2号に記載のとおり、クラブ活動は学校教育法施行規則に規定する休業日に行うものとし、日曜日及び土曜日のうちいずれか1日を休養日といたします。また、活動の時間は第4号に記載のとおり1日当たり3時間を目安としております。

3ページをご覧ください。第6条と第7条では、指導者やコーディネーターの配置に関する必要な事項を記載しております。

参考としまして、その後ろに部活動の地域移行に関する方針の概要を添付させていただいております。

説明は以上となります。

○伊藤教育長

方針の概要については、昨年度も1度ご提示させていただいたものだと思います。

ただいまの説明について何か質問はございませんでしょうか。高野委員。

○高野委員

当日配付なので、よく読み込めていなくて理解が難しいですが、まず、大野城市地域クラブ活動実行委員会についての規則や会則といったものは既にありますか。

○松岡教育振興課長

実行委員会の規則は今準備をしているところです。実行委員会を設置しまして、そちらで規則を制定するような形になります。

○高野委員

ありがとうございます。

もう1点。第5条第2項で、クラブ活動は学校教育法施行規則に規定する休業日に行うものとする、ただし日曜日及び土曜日のうちいずれか1日を休養日とするがありますが、この休業日に行うものについてのみ、地域クラブ活動事業というスタイルを取るということでよろしいでしょうか。

○松岡教育振興課長

はい、そのとおりです。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

○高野委員

はい。

○伊藤教育長

そのほかに質問がありましたらお願いいたします。藤河委員。

○藤河委員

休業日ということですがけれども、地域主体で行うということは、休業日には学校の教員は参加しないことになるんですか。教員の関わりはどうなりますか。

○松岡教育振興課長

基本的に教員としては参加しませんが、クラブ活動の指導員の立場で教員をされている方が土曜や日曜日に参加することはあります。要は教員の方で希望されない方はそこに入ってきませんけれども、私はやっても構いませんという方は指導員としてその場に入ることはございます。

○藤河委員

もし入らない場合、例えば、指導の連携と申しますか、通常行っている指導と休業日の指導との連携というのは、どこかで打合せ等を行うような形になりますか。

○伊藤教育長

岡本教育振興課係長。

○岡本教育振興課係長

各中学校の学校現場にコーディネーター2名を配置予定でして、そのコーディネー

ターが平日と休業日のどちらにも入りますので、そのコーディネーターを通して学校の顧問の先生と土日の指導者の方が連携します。基本的には部活動に近い活動を目指していますので、指導方針や環境というのは部活動に寄り添った一体化した形の活動を考えております。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

○藤河委員

はい。

○伊藤教育長

佐藤委員。

○佐藤委員

この規則に沿って実際に活動が始まるのは、令和6年度は大野中学校がモデル校ということですが、具体的には何月からスタートする予定でしょうか。

○松岡教育振興課長

中体連がございまして、その段階で3年生が引退しますので、それ以降の8月をめぐりに考えております。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

そのほかありませんでしょうか。山口委員。

○山口委員

目的として職員の働き方改革も一つあると思いますけれども、先ほど教職員の方が参加することもあるという話でしたが、そこはケース・バイ・ケースで対応するとい

うことでしょうか。参加したいとか指導したい先生がいたら参加するというお話だったかと思います。

○松岡教育振興課長

現在、学校の教職員に対して指導者の登録に関する意向調査を行っております。今、顧問としてやっている方や、顧問ではないけども昔からサッカーや野球をやっている顧問にはなっていない方もいらっしゃるので、手を挙げていただければ、そういった方にも協力をお願いしたいと考えているところです。

○伊藤教育長

よろしいですか。要するに、休日の部活動において指導したいということで教職員が登録をするという形ですね。

○山口委員

先生が登録をする形ですね。

○伊藤教育長

先生が事前に一般の市民と同じように登録をします。その先生たちには兼業の申請をしてもらう形になります。

○山口委員

説明を受けていました。失礼しました。

○伊藤教育長

よろしいでしょうか。

それでは、試行ですので様々な課題が出てくるだろうと思いますが、その課題を整理しながら進めてまいりたいというふうに思います。

これより、採決に入りたいと思います。

第14号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第14号議案については承認すべきものと決めます。

[第15号議案 大野城市社会教育委員の委嘱について]

続いて、第15号議案、大野城市社会教育委員の委嘱について、松岡教育振興課長、説明をお願いします。

○松岡教育振興課長

それでは、第15号議案、大野城市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

議案の1ページ目をお願いいたします。社会教育委員につきましては、大野城市社会教育委員設置条例第4条において、教育委員会が委嘱することとされております。

2ページをご覧ください。今回、委員1名から役職の退任に伴う委員辞職の申出があったことから、その後任といたしまして、本年4月から大和小学校PTA副会長に就任された中嶋葵様を選任することの承認を求めるものです。

なお、後任委員の任期につきましては、大野城市社会教育委員設置条例第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間である令和7年6月30日までとするものです。

説明は以上となります。

○伊藤教育長

ただいまの説明について何か質問はございませんか。

それでは、これより採決に入ります。

第15号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第15号議案については承認すべきものと決めます。

[第16号議案 大野城市学校運営協議会委員の任命について]

○伊藤教育長

続いて、第16号議案、大野城市学校運営協議会委員の任命について、山崎教育支援

課長、説明をお願いいたします。

○山崎教育支援課長

本案件につきましては、本日、当日提案として資料を配付させていただいております。お手元の資料をご覧ください。

第16号議案、大野城市学校運営協議会委員の任命について説明をさせていただきます。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき教育委員会が任命することとされておりますので、今回承認を求めるものでございます。

今回は13校分の承認をお願いいたします。各校ともに委員の任期は令和6年4月24日から令和7年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何かご質問はございませんでしょうか。

○伊藤教育長

1点。それぞれの委員さんが、学校運営協議会の委員としての役割であるとか、意味合いというか、そういうのをきちんと理解してもらった上で学校運営協議会委員として活動してもらわないといけないと思いますが、その説明などは、それぞれ各学校で第1回目の会議のときなど、どういう形で説明をされておられるのでしょうか。

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

教育支援課で説明資料を作っておりますので、第1回目の学校運営協議会の会議の際に、教育委員会から選出されている委員や学校から、資料に基づき説明をしていただくようにしております。

○伊藤教育長

教育委員会で任命しているので、きちんとそういう役割等について説明をしていた

だいたうえで運営ができるように進めてほしいと思います。よろしく申し上げます。
そのほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○伊藤教育長

それでは、第16号議案について採決に入ります。

第16号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第16号議案については承認すべきものと決めます。

[第17号議案 大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について]

続いて、第17号議案、大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

資料の3ページをご覧ください。第17号議案、大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について説明させていただきます。

学校処務規程には、学校で保管する公文書の保存期間が定められておりますが、これまで、いじめアンケートの実施に係るアンケート調査票や、その後、聞き取り等を行った記録などにつきましては、本市の規程には保存年限が定められておりませんでした。そのため、文部科学省から示されている基準に基づき、今回、学校処務規程の中に、いじめアンケートに関する規程を追加するものでございます。

資料の4ページをご覧ください。保存年限といたしましては、アンケートに係るものにつきましては、アンケートに回答した児童または生徒の卒業後5年まで、また、いじめ重大事態の調査に係るものにつきましては5年と定めることといたします。

説明は以上になります。

○伊藤教育長
高野委員。

○高野委員
この5年というのは国の基準と考えていいですか。

○山崎教育支援課長
はい、文部科学省から示されている基準でございます。

○伊藤教育長
佐藤委員。

○佐藤委員
大野城市のいじめアンケートに関しては、子どもたちと話をしても、いじめの防止や抑止力などにつながっているのではないかと実感しています。また、先生方が子どもたちに話をするきっかけにもなっていて、信頼感といったものにもつながっているのではないかと考えています。

いじめアンケートについて質問が3つありまして、1点目は、いじめアンケートは各学校それぞれ別のフォーマットになっているのでしょうか、それとも大野城市で決まったものを使用されていらっしゃるのでしょうか。

それと2点目、もしアンケートに子どもが何か書いていた場合、それに対しての先生のアクションはどれぐらいまでにするのかという取決めなどはあるのでしょうか。

3点目、このいじめアンケートは、不登校で学校にずっと来てない生徒に対しても行われているのでしょうか。

この3点について、よろしく申し上げます。

○伊藤教育長
平井主幹指導主事。

○平井主幹指導主事
フォーマットからお答えします。フォーマットにつきましては、学校の実態等を考

慮しながら別々のフォーマットになっております。よりよい、楽しい学校生活を送るためのアンケートと称しているアンケートもございます。

2点目のアクションにつきましては、アクションは、関係教員で共有して、すぐに聞き取り等を行っております。早期発見、早期対応という点で共通して行っているところではあります。

3点目の不登校の子どもに対しては、負荷がかからないようにその子の状態を見ながら取るようにしております。できるだけ取るという方向です。ただ、その子が取ることによって状態が悪化するようであれば取りません。その子の状況を見ながら、できるだけ行うという方向でやっているところでございます。

○佐藤委員

各学校でフォーマットが決められているということなので、よりよいものに見直しただけの機会を設けていただければと思いますし、もしかしたら校長会などで先生たちと話したほうがいいものができるかもしれません。よい形になればいいなと思っています。

あと、子どもがアンケートに書いたことについてのリアクションですけれども、先生はそんなに重大な内容ではないと思っても、子どもはすごく勇気を出して書いて、どういう言葉をもらえるのか待っている子どもなどもいるかもしれないので、そこはすぐに対応をすると取り決めていただいてもいいのかなと思います。基本的に先生たちはすぐに対応してくださっていると思いますけれども、先生の力量によっては、もしかしたらちょっと後回しになる可能性もあるので、そこは確認をしていただければと思います。

○伊藤教育長

早速、今日の午後に校長・教頭会が行われて、この件に触れることがあると思いますので、そこでまた学校の状況を聞きながら進めていただければと思います。

○平井主幹指導主事

はい。

○伊藤教育長

そのほか。どうぞ、高野委員。

○高野委員

先ほどお尋ねした重大事態の調査に関わるものの保存期間については、国が5年と決めているということですが、最近、少年事案の事件記録や裁判記録などが5年で処分されるといったことが起きて、重大事態の調査に関するものだけでももっと期間を延ばして保存すべきではないだろうかと思います。この調査の内容がどんなものなのか詳しく分かりませんし、今までそういった事案も大野城市では起きていないでしょうが、子どもたちが小学校でそういった重大ないじめ状態になって調査をしたものを、将来、青年になって振り返らないといけないことがひょっとすると起きるかもしれないので、国の基準に合わせて5年で保存を終えてしまうのは、ちょっと早過ぎではないのかなという気がしました。

○伊藤教育長

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

学校で行った調査結果は全部市教委に上がってきまして、市のほうでも別途、その書類は保存することになっております。その保存期間といたしましては、まだ事例がないのでファイルそのものはありませんが、市のほうは重大事態の案件につきましては30年か永年保存をすることになります。学校で保存する分は調査をしたメモのようなものになってきます。原本については市で保存をしますので、文部科学省の基準に基づき、学校の保存年限を5年とさせていただいたところです。

○伊藤教育長

よろしいですか。

○高野委員

はい。

○伊藤教育長

また様々な事例が出てくるでしょうから、それを情報収集しながら適時見直しを進めていただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

これより採決に入ります。

第17号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○伊藤教育長

異議なしですので、第17号議案については承認することと決めます。

それでは、議事については以上です。

先ほど高野委員からもありましたが、できるだけ当日配付にならないようにしていただきたいと思います。特に文章の多いものに関してはなかなか目を通す時間がないので、そうならないような配付をお願いしたいと思います。

[教育長報告]

○伊藤教育長

別紙資料で説明させていただきます。

まずは、昨日、教育事務所で管内の教育長会が行われまして、そのときに配付された資料です。

1枚目は懲戒処分の指針の改正についてということで、3月27日に県の懲戒処分の指針の一部が改正をされましたので、それをお知らせするものです。

3ページの5番を見ていただいてもよろしいでしょうか。この改正ではいろいろ文言の修正等がありましたが、新たに加わったものとして5番の(3)その他、管理職の承認を得た場合、または緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、次に挙げる行為を行った職員は戒告とするということで、アとイの2つの事項が追加をされました。

アは、児童等とSNSや電子メール等を利用して私的なやり取りを行うこと、イは、児童等を職員の自家用車に同乗させることという2点です。これまでも禁止の項目として挙がっていましたが、改めて非違行為として戒告処分の対象事案となったということです。当然やってはいけないこととして認識してもらっておりますけれども、管

理職の承認を得た場合を除いて、こういう形で処分が行われることとなります。各学校には既に周知がされている事案です。

続いて4ページ、教科用図書採択に係る業務の流れとして、調査研究協議会と地区別の採択協議会の流れについて、以前も配付をしておりましたが日程が確定をしましたので、日にちを入れたものを配付しています。8月31日までに決定をされることとなります。

また教科書が来ましたら見ていただける場面があると思いますので、どうぞご覧になっていただきたいと思います。

私からの教育長報告は以上でございます。説明について何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔報告〕

○伊藤教育長

それでは、次第の5、報告に移ります。

第30回世界少年野球福岡大会概要について、甲斐スポーツ課長より説明をお願いします。

○甲斐スポーツ課長

第30回世界少年野球福岡大会の概要につきまして、資料は5ページ、6ページになります。

まず、本大会の経緯でございますが、本大会につきましては日米のホームランキングであります王貞治氏、それとハンク・アーロン氏のお二方によりまして、正しい野球を全世界に普及・発展させること、それと、世界の少年少女たちに友情と親睦の輪を広げること、この2つを目指して開始されております。

今大会は30回を迎える記念の節目でございますが、王貞治氏自身がゆかりの地と感じておられる福岡県で行いたいということで、本市の総合公園がメイン会場として選定され、本大会を実施することとなりました。

2の大会の目的でございますが、こちらは野球の競技力の向上、それと国際交流、親睦促進につなげることを目的としております。ただ、第30回につきましては、多くの未来を担う子どもたちの触れ合いを通じ、国際的な視野を持った人材育成に寄与することも新たに追加されております。

3の大会概要でございますが、大会期間は令和6年7月28日日曜日から8月5日月曜日までの9日間となっております。入国につきましては、7月27日土曜日から入ることとなっております。

メイン会場が大野城市総合公園となりまして、宿泊先がまなびのやど福岡（福岡自治研修センター）となっております。

参加対象は、小学校4・5年生の10歳・11歳を対象といたしまして、全体で約275名の子供たちが世界各国と日本国内から入ることとなっております。

一番下の参加国でございますが、野球教室は世界12の国と地域、それと交流試合が中華台北となっております。日本を含めた全体で14の国と地域で実施することとなっております。

6ページをお願いいたします。こちらに今回ホームステイ等を受け入れる9の市町がございます。それと受入れ国を記載しております。大野城市につきましてはオーストラリア、それと交流試合を行う中華台北、この2か国の子どもたちを受け入れることとなっております。

4に大会期間全体のスケジュールを記載させていただいております。網かけしている部分が、大野城市がホームタウンとして受け入れをする期間です。白の部分が全体の受入れとなっております。

一番下に大野城市の受入れ人数の全体の内訳ということで、オーストラリアから5名、県外の日本の子どもたちを5名、それと大野城市の地元の参加者を公募で募ることとしておりますので、そちらの参加者10名の計20名。それと、交流試合は中華台北から15名の子どもたちが参加をいたします。

スタッフとしましては、シャペロン（引率者）とコーチ、ホストスタッフ、通訳等の計10名を含めた、全体で45名を受け入れる準備をしています。

概要については以上です。

○伊藤教育長

それでは、何かこの件についてお尋ねになりたいことはありますか。よろしいですか。

では、また、状況が詰まってきましたら随時ご報告いただければと思います。

○甲斐スポーツ課長

はい。よろしくお願いします。

[その他]

- (1) 3月定例議会 一般質問の概要について
- (2) 令和6年度体育祭・運動会及び学校訪問の日程について
- (3) 教育長業務報告（3月～4月分）
- (4) 教育委員会の主な行事・業務の予定（5月分）

○伊藤教育長

では、これもちまして4月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会